

認 定 ・ 許 可 申 請 手 数 料

(その1)

港区 R6.4.1現在

項	申 請 等 の 内 容	手 数 料 (円)	根 拠 条 項
25 25の21	仮使用認定申請	126,000	法第7条の6第1項第1号・第2号 (法第87条の4、第88条第1項・第2項の準用を含む。) 法第18条第24項第1号・第2号 (法第87条の4、第88条第1項・第2項の準用を含む。)
26	敷地と道路との関係の認定申請	31,000	法第43条第2項第1号
26の2	敷地と道路との関係の許可申請	36,000	法第43条第2項第2号
27	公衆便所等の道路内における許可申請	36,000	法第44条第1項第2号
28	道路内の重複利用区域における認定申請	28,000	法第44条第1項第3号
29	公共用歩廊等の道路内における許可申請	160,000	法第44条第1項第4号
30	用途地域内の建築制限の許可申請	180,000	法第48条第1項ただし書～13項ただし書(法第87条第2項・第3項、第88条第2項の準用を含む。)
30の2	用途地域内の増築、改築又は移転の特例許可申請	87,000	法第48条第16項第1号 (法第88条第2項の準用を含む。)
30の3	用途地域内の建築の特例許可申請	92,000	法第48条第16項第2号 (法第88条第2項の準用を含む。)
31	卸売市場等の用途に供する特殊建築物等の敷地の位置の許可申請	160,000	法第51条ただし書 (法第87条第2項・第3項、第88条第2項の準用を含む。)
31の2	容積率の特例認定申請(認定機械室等)	28,000	法第52条第6項第3号
32	建築物の延べ面積の特例許可申請	160,000	法第52条第10項・第14項
32の2	建蔽率の特例許可申請	36,000	法第53条第4項・第5項
33	建蔽率の制限の適用除外の許可申請	36,000	法第53条第6項第3号
34	建築物の高さの特例認定申請(一低層等)	28,000	法第55条第2項
34の2	建築物の高さの特例許可申請(一低層等の再エネ設備)	160,000	法第55条第3項
35	建築物の高さの許可申請(一低層等)	160,000	法第55条第4項各号
36	日影による建築物の高さの特例許可申請	160,000	法第56条の2第1項ただし書
37	高架の工作物内に設ける建築物の高さの制限の適用除外の認定申請	28,000	法第57条第1項
37の2	高度地区における建築物の絶対高さ制限の特例認定申請	28,000	法第58条第1項
37の3	高度地区における建築物の絶対高さ制限の特例許可申請	160,000	法第58条第1項
37の4	高度地区における建築物の高さの特例許可申請(再エネ設備)	160,000	法第58条第2項
38	高度利用地区内の容積率等の特例許可申請	160,000	法第59条第1項第3号
39	高度利用地区内の建築物の各部分の高さの許可申請	160,000	法第59条第4項
40	総合設計許可申請	160,000	法第59条の2第1項
40の2	都市再生特別地区内の建築物の容積率等の制限の適用除外の許可申請	160,000	法第60条の2第1項第3号
41	再開発等促進区等内の建築物の容積率等の制限の適用除外の認定申請	28,000	法第68条の3第1項・第2項・第3項
42	再開発等促進区等内の建築物の各部分の高さの制限の適用除外の許可申請	160,000	法第68条の3第4項
42の2	開発整備促進区内の建築物の用途制限の適用除外の認定申請	28,000	法第68条の3第7項
43	誘導容積型地区計画区域内の建築物の容積率の制限の適用除外の認定申請	28,000	法第68条の4第1項
43の2	防災街区整備地区計画内の建築物の容積率の特例認定申請	28,000	法第68条の5の2
44	高度利用型地区計画区域内の建築物の各部分の高さの制限の適用除外の許可申請	160,000	法第68条の5の3第2項
44の2	街並み誘導型地区計画区域内の建築物の容積率、各部分の高さの制限の適用除外の認定申請	28,000	法第68条の5の5第1項・第2項
44の3	地区計画等の区域内の建築物の建蔽率の特例認定申請	28,000	法第68条の5の6
45	予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請	160,000	法第68条の7第5項
46	仮設建築物許可申請	108,000	法第85条第6項
46の2	仮設興行場等許可申請	195,000	法第85条第7項

※申請等の内容の番号は、港区街づくり推進事務手数料条例 別表1の項を示しています。

認 定 ・ 許 可 申 請 手 数 料

(その2)

港区 R6.4.1現在

項	申 請 等 の 内 容	手 数 料 (円)	根 拠 条 項
47	一団地建築物設計制度に関する特例認定申請	建築物の数が1又は2である場合 82,000 建築物の数が3以上である場合82,000に2を超える建築物の数に29,000を乗じて得た額を加算した額	法第86条第1項
48	連担建築物設計制度に関する特例認定申請	建築物(既存建築物を除く。以下同じ。)の数が1である場合 82,000 建築物の数が2以上である場合は、82,000に1を超える建築物の数に29,000を乗じて得た額を加算した額	法第86条第2項
48の2	一団地建築物設計制度と総合設計制度の手続きの一本化に関する特例許可申請	建築物の数が1又は2である場合 238,000 建築物の数が3以上である場合は、238,000に2を超える建築物の数に29,000を乗じて得た額を加算した額	法第86条第3項
48の3	連担建築物設計制度と総合設計制度の手続きの一本化に関する特例許可申請	建築物(既存建築物を除く。以下同じ。)の数が1である場合 238,000 建築物の数が2以上である場合は、238,000に1を超える建築物の数に29,000を乗じて得た額を加算した額	法第86条第4項
49	公告対象区域内の建築物の新築又は増築等に関する認定申請	建築物(新築又は増築等する建築物に限る。以下同じ。)の数が1である場合 82,000 建築物の数が2以上である場合は、82,000に1を超える建築物の数に29,000を乗じて得た額を加算した額	法第86条の2第1項
49の2	公告対象区域内の建築物の新築又は増築等に関する特例許可申請	建築物(新築又は増築等する建築物に限る。以下同じ。)の数が1である場合 238,000 建築物の数が2以上である場合は、238,000に1を超える建築物の数に29,000を乗じて得た額を加算した額	法第86条の2第2項・第3項
50	一団地・連担建築物等の認定又は許可の取消しの申請	6,900に現に存する建築物の数に13,000を乗じて得た額を加算した額	法第86条の5第1項
50の2	既存の一の建築物についての二以上の工事に分けて行う全体計画の認定申請	28,000	法第86条の8第1項 法第87条の2第1項
50の3	既存の一の建築物についての二以上の工事に分けて行う全体計画の変更の認定申請	28,000	法第86条の8第3項 (法第87条の2第2項の準用を含む。)
50の4	用途を変更して、一時的に興行場等として使用する許可申請	108,000	法第87条の3第6項
50の5	用途を変更して、一時的に特別興行場等として使用する許可申請	195,000	法第87条の3第7項
50の6	建築物の敷地と道路との関係の大規模の修繕又は大規模の模様替に関する認定申請	28,000	施行令第137条の12第6項
50の7	道路内における大規模の修繕又は大規模の模様替に関する認定申請	28,000	施行令第137条の12第7項
50の8	建築物の移転認定申請	28,000	施行令第137条の16第2号

※申請等の内容の番号は、港区街づくり推進事務手数料条例 別表1の項を示しています。